

(案)

東京都市計画生産緑地地区の変更（目黒区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類及び面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 2.08ha

第2 削除を行う位置及び区域

名 称		位 置	削除面積	備 考
番号	地区名			
24	八雲	目黒区八雲三丁目地内	約 370 m ²	地区の一部
計	1件		約 370 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。

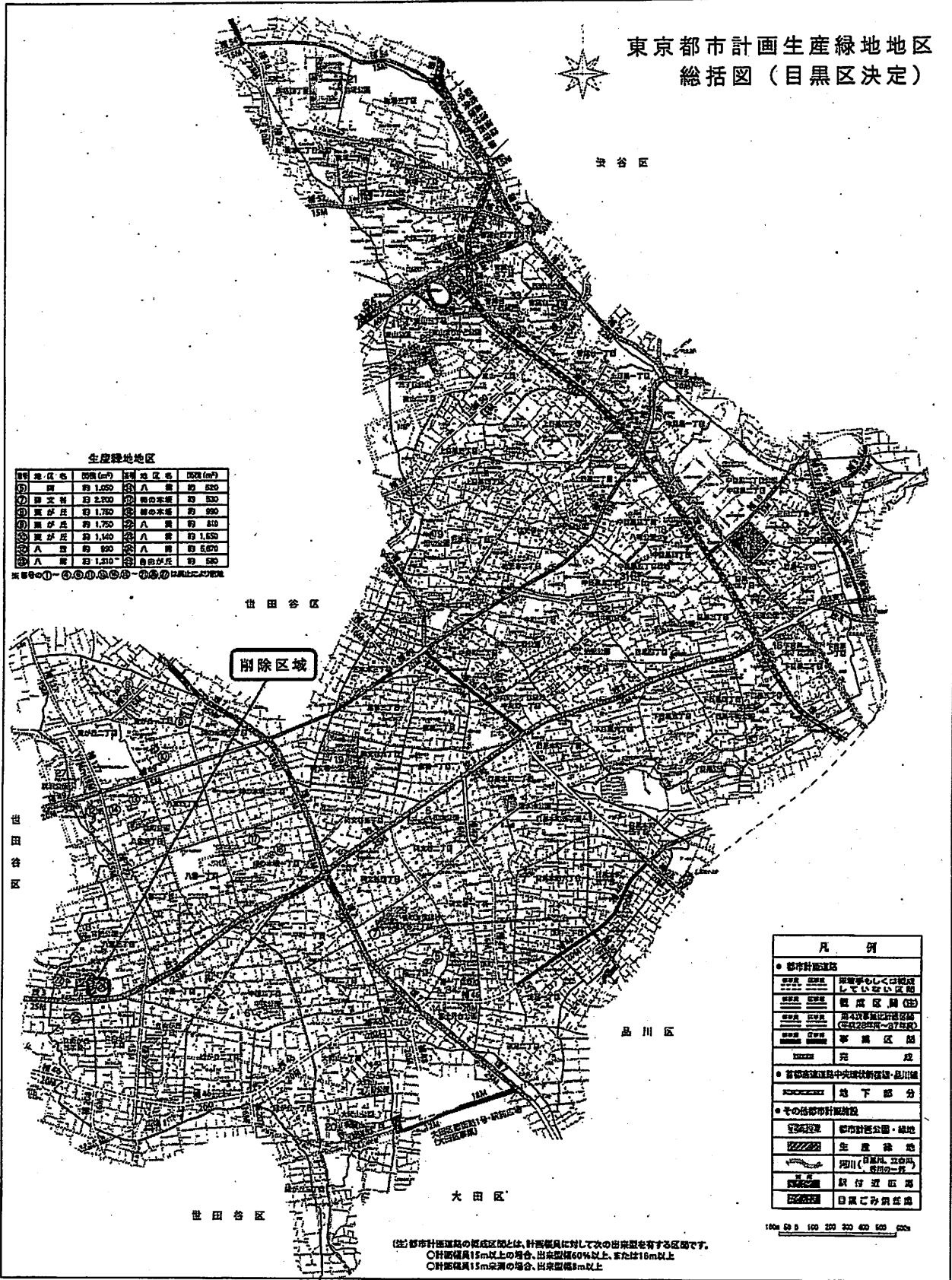
新旧対照表

番号	変更前	位 置	変更内訳		変更後	摘 要
	面積		削除	追加	面積	
24	約 5,870 m ²	目黒区 八雲三丁目地内	約 370 m ²		約 5,500 m ²	一部削除
変更 のない 地区	計 13 件 計 15,280 m ²				計 13 件 計 15,280 m ²	
計	14 件 約 21,150 m ²				14 件 約 20,780 m ²	→2.08ha

変更概要

種 類	変更事項
生産緑地地区	1 位置の変更 (新旧対照表のとおり) 2 区域の変更 (計画図のとおり) 3 面積の変更 14 件 → 14 件 約 2.12ha 約 2.08ha

東京都市計画生産緑地地区
総括図(目黒区決定)



生産緑地地区

地区名	面積(m ²)	地区名	面積(m ²)
① 田	約 1,650	△ 豊	約 850
② 田文	約 2,500	● 豊南	約 850
③ 東が丘	約 1,750	● 豊南	約 850
④ 東が丘	約 1,750	△ 豊	約 850
⑤ 東が丘	約 1,440	△ 豊	約 1,650
⑥ △ 豊	約 850	△ 豊	約 850
⑦ △ 豊	約 1,310	● 豊南	約 850

※ ①～⑦、①～⑦は以上の通りである

削除区域

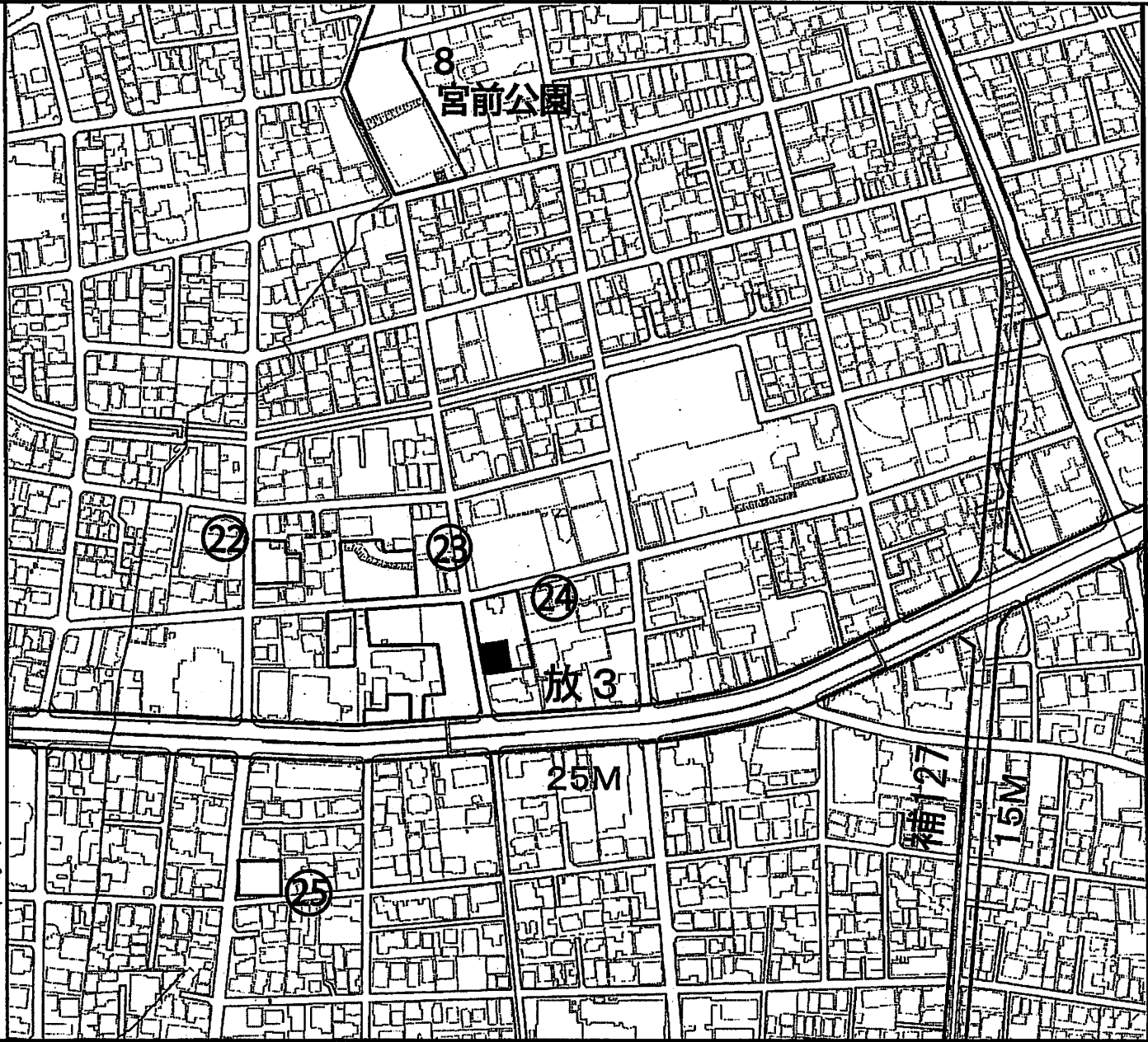
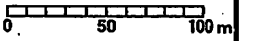
凡例	
●	都市計画道路
○	商業中心地(中心街)としていない区域
□	完成区域(注)
□	第4次事業化計画区域(注)(25年度～27年度)
□	事業区域
□	完成地
●	首都圏道路中央環状新宿線・品川線
□	地下部分
●	その他の都市計画施設
□	都市計画公園・緑地
□	生産緑地
□	河川(河川一帯)
□	鉄道駅区域
□	自然公園指定地

100 200 300 400 500 600

(注) 都市計画道路の完成区域とは、計画図員に対して次の出展図を有する区域です。
○計画員15m以上の場合、出展面積60%以上、または15m以上
○計画員15m未満の場合、出展面積5m以上

東京都市計画生産緑地地区計画図（目黒区決定）

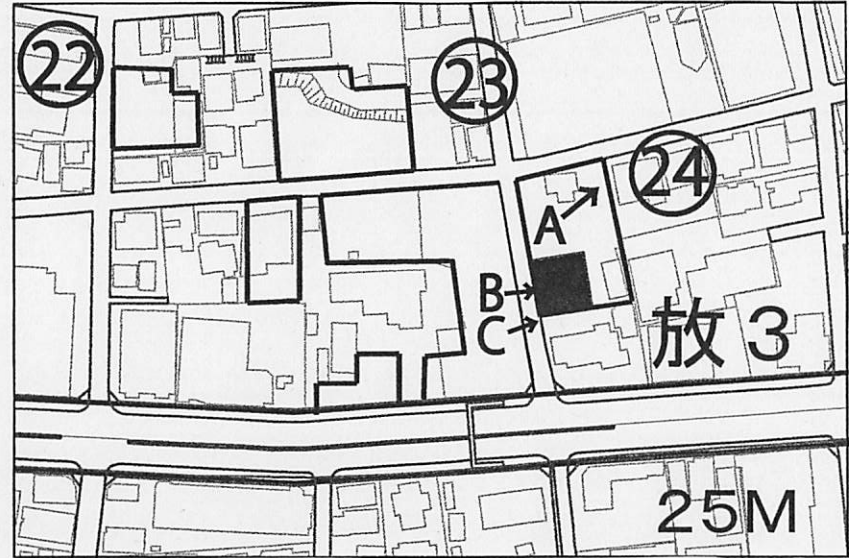
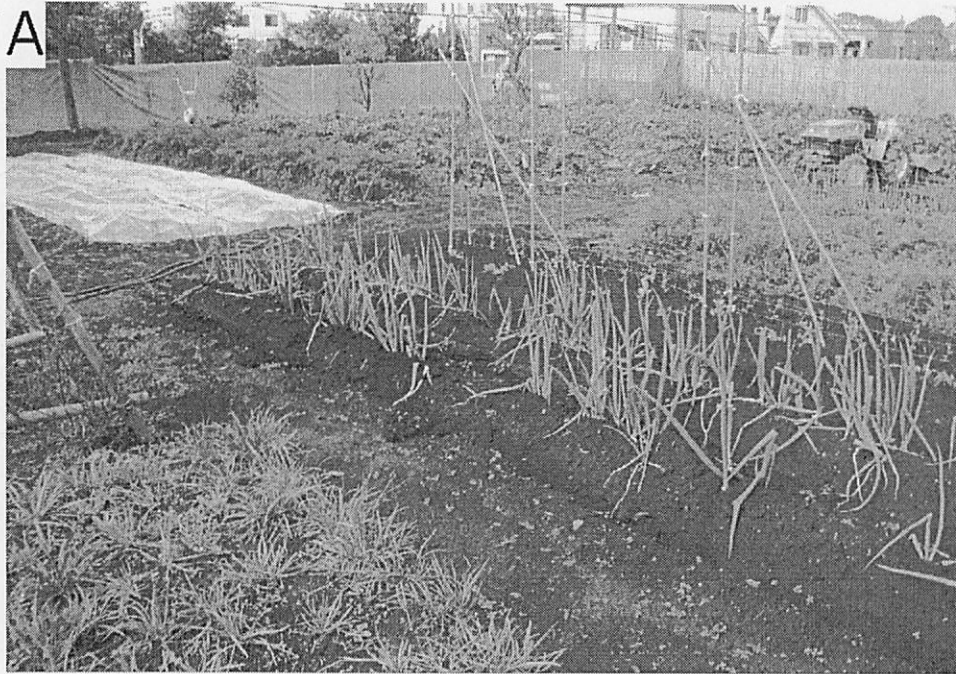
縮尺式千五百分の一




凡例	
■	今回削除する区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路縮図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転写したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 29都市基設第103号、平成29年7月12日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 29都市基設第30号、平成29年6月20日



凡例	
	今回削除する区域

